

〔研究論文〕

## 米州人権裁判所の暫定措置と先住民の人権

齊藤 功高

〔Article〕

### Provisional Measures of Inter-American Court of Human Rights and Human Rights of Indigenous Peoples

Yoshitaka SAITO

#### Abstract

If the human rights of indigenous peoples are actually violated, the Inter-American Commission on Human Rights will attempt to improve the situation by invoking precautionary measures, which are not legally binding and often not followed by the state. Therefore, the commission requests the Inter-American Court of Human Rights to take legally binding provisional measures. If the court adopts provisional measures, what criteria will be used for provisional measures? Then, we will consider the conditions for judging the situation when rescinding provisional measures in the following contents.

1. Precautionary measures of the Commission and provisional measures of the Court
2. Reasons for provisional measures for indigenous communities
3. Specific basis for invoking provisional measures
4. Grounds for rescission of provisional measures by the Court

#### はじめに

先住民コミュニティの領土は魅力にあふれている。天然資源の宝庫であるからだ。政府やその支援を受けた外国企業などが先住民の領土にある資源開発を狙って、そこに暮らす先住民と開発契約を結ぶか、あるいは、それを拒否されると、先住民を追い出しにかかる。反対する活動家は命を狙われる。

チリ政府は、1973年から1990年までの軍事独裁政権下で作られた反テロリズム法を Mapuche の先住民を訴追するために使っている。この法律によって、放火、私有財産の破壊、警察との衝突などに対して、厳しい刑を言い渡すことができる。2019年9月、ペルーの Tres Islas コミュニティの健康、土壌や水を害する鉱山計画に対して予防措置が出されたが、その過程で、活動家は死亡している。

ホンジュラスの活動家 Berta Caceres は委員会の保護下にありながら、2016年に殺害された。予防的措置は、自動的に人々を保護するわけではない。先住民の土地を保護する活動家や環境活動家の状況は、特に、ホンジュラス、メキシコ、ブラジル、コロンビアでは暴力によって悪化している。人権団体の Watchdog Global Witness によると、先住民の185人の活動家のうち、40%が2015

年中、16カ国で殺害されているという<sup>1</sup>。

そこで、米州人権委員会(以下、委員会)は、より強制力のある措置を米州人権裁判所(以下、裁判所)に発動してもらうため、裁判所に暫定措置を要請する。暫定措置は予防措置と異なり、米州人権条約(以下、条約)に規定された裁判所の権限であり、法的拘束力がある。

裁判所は、暫定措置をどのような人権状況の時に適用し、人権に対するどのような変化があれば、暫定措置を解除するのであろうか。以下、考察する。

## 1. 委員会の予防措置と裁判所の暫定措置

保護措置 protective measures として、裁判所は暫定措置 provisional measures を発動することができ、委員会は予防措置 Precautionary measures を発動することができる。これらは、ともに人々の回復不能な被害を防止するために、極端に重大で緊急の場合に採択される。

裁判所の暫定措置発動の法的根拠は条約63条2項<sup>2</sup>にある。それに対して、委員会による予防措置には条約上の法的根拠はない。ただ、委員会手続き規則によるだけである<sup>3</sup>。

その意味で、暫定措置には法的拘束力はあるが、予防措置にはなく、暫定措置に比べると効力は弱い。そのため、国家は委員会の予防措置に従わない傾向がある。しかし、委員会は、予防措置の拘束力の性質について、国家はそれを尊重し、人権を守り、人権を効果的に保証するために必要な立法上、行政上あるいはその他の措置をとる一般的義務があるとする。その根拠は、人権条約とOAS憲章の義務を誠実に果たす一般的義務にある。裁判所も暫定措置と同様、委員会の予防措置も条約締約国は誠実に遵守しなければならないとしている<sup>4</sup>。

裁判所は、訴状が提出されていない案件であっても、委員会の要請によって暫定措置を採択できる。裁判所によって命令された暫定措置は国家責任法の原則に立ち、それは条約法条約の義務によって誠実に履行されなければならないとされる<sup>5</sup>。

- 
- 1 Anastasia Moloney, "U.N. lambasts Latin America for abusing indigenous rights" (2018.1.17) <https://www.reuters.com/article/us-latam-rights-landrights/u-n-lambasts-latin-america-for-abusing-indigenous-rights-idUSKBN1F02J6> (2019.11.17 閲覧)
  - 2 63条2項「極端に重大かつ緊急であり、人に対する回復不能な被害を回避することが必要なときには、裁判所は、審理中の事項に関して適当と考える暫定措置をとる。まだ裁判所に付託されていない事件に関しては、裁判所は委員会の要請に基づいて行動することができる」
  - 3 委員会手続き規則25条「1項 深刻で緊急の状況で、委員会は、自らのイニシアティブにより、あるいは当事者の要請により、国家が人々のあるいは、係争中の請願あるいは事件と関連する手続きの主要事項の回復不能な被害を防止する予防措置を取るよう要請できる。  
2項 深刻で緊急な状況で、委員会は、自らのイニシアティブにより、あるいは当事者の要請により、係争中の請願あるいは事件に関わりなく、国家が当該国家の管轄下にある人々の回復不能な被害を防止する予防措置を取るよう要請できる。  
3項 上記1項2項で言及された措置は、身元が確認されたあるいは確認できる構成員をもつ組織、グループ、あるいはコミュニティに関連して、人々の回復不能な被害を防止する集団的性質を持つ。」  
76条1項「委員会は、裁判所が極端に深刻で緊急であり、裁判所に付託されていない事件に関して、人に回復不能な被害を回避することが必要な場合に、暫定措置を取ることを要請できる。」
  - 4 James et al. Case (Trinidad and Tobago), Provisional Measures, Order of the Inter-American Court of Human Rights of August 29, 1998, Considering, para.7 条約33条、41条
  - 5 Constitutional Court Case, Order of the Inter-American Court of Human Rights of August 14, 2000, Considering, para. 14.

## 2. 先住民コミュニティに対する暫定措置発動の理由

委員会が、予防措置では国家に十分な効果を与えることができず、国家も遵守しないことが多いとして、裁判所の暫定措置を要請した事例は、①コロンビアの Kankuamo 先住民(2004.7.5)、②エクアドルの Sarayaku (Kichwa) 先住民(2004.7.6)、③ニカラグアの Miskitu 先住民(2016.9.1)、④メキシコの Choréachi 先住民(2017.3.5)であり、判決後に暫定措置が出された事例は⑤ニカラグアの Mayagna (Sumo) Awas Tingni 先住民(2002.9.6)である。最後の⑤の事例は、2001年8月31日に判決が出された後にコミュニティの代表によって要請されたものである。

委員会が暫定措置を要請する理由として挙げたのは、①の場合は、Kankuamo 先住民の生命、身体的文化的一体性の保護と先祖伝来の土地との特別な関係の保護、②の場合は、Sarayaku 先住民の生命、人間としての一体性 personal integrity<sup>6</sup>、移動の自由、先祖伝来の土地との特別な関係の保護、③の場合は、Miskitu 先住民の生命と人間としての一体性の保護、④の場合は、Choréachi 先住民の生命と人間としての一体性の保護、⑤の場合は、コミュニティの土地と資源の使用及び享受の権利の維持をそれぞれ暫定措置要請の理由に挙げている。

暫定措置発動の根拠として、条約63条2項には、①極端に重大かつ緊急であり、②人に対する回復不能な被害を回避することが必要なときに裁判所は暫定措置を取ると規定されていることから、人に対して暫定措置は取られると解される。その意味で、上記①～④の例は、条約上の規定に沿っている。

しかし、⑤の場合は、コミュニティの代表や委員会が暫定措置要請の理由として挙げたのは、先住民の生命や人間としての一体性の保護ではなく、コミュニティの領土とそこにある天然資源の使用と享受の権利の保護である<sup>7</sup>。コミュニティの代表は、コミュニティの領土に存する天然資源を開発する第三者の活動から生じる即時の回復不能な被害を回避するために暫定措置を要請すると述べており<sup>8</sup>、また、コミュニティとの同意のない第三者による活動は回復不能な被害でコミュニティを脅かしていると言う<sup>9</sup>。さらに、コミュニティの代表は、コミュニティの財産権の譲渡を避け、Awas Tingni コミュニティの生命、健康、幸福に対する回復不能な被害を避けるために、暫定措置を必要とすると述べている<sup>10</sup>。

Awas Tingni コミュニティの事案では、委員会は、コミュニティに属する領土に居て、当該領土にある天然資源の開発をする第三者の活動に起因する即時かつ回復不能な被害を避けるために、必要な行動をとることを裁判所に要請している<sup>11</sup>。したがって、裁判所は、代表や委員会が述べた暫定措置を取る理由を挙げて、コミュニティの財産に関する極端に重大で緊急の状況を認めているのである<sup>12</sup>。

裁判所は、コミュニティのメンバーとその土地の緊密なつながりを、コミュニティの文化、精神

6 条約5条にある身体的、精神のおよび道徳的な一体性を表す。

7 Indigenous People of Awas Tingni Case (Nicaragua), Provisional measures, Order of the Inter-American Court of Human Rights of September 6, 2002, para.2

8 *Id.*, para.3

9 *Id.*, para.4

10 *Id.*

11 *Id.*, para.6

12 *Id.*, considering, para.6

的生活、個人や土地との一体性、経済的生存の基本的な基礎としてコミュニティのメンバーとその土地の緊密なつながりを理解している<sup>13</sup>。裁判所の決定でも、Awas Tingni コミュニティに属する土地の財産の使用と享受を保護する措置を遅滞なくとることをニカラグアに命じている<sup>14</sup>。

しかし、Awas Tingni 先住民に対する暫定措置の発動理由は、コミュニティの土地の使用と享受の維持にある。この暫定措置の発動には、前4事例のように、人に対する生命、人間としての一体性に対する回復不能な被害に対しての発動ではなく、先祖伝来の土地とそこにある天然資源が彼らの生存に結びついているという理由である。代表や委員会は、そのコミュニティの財産に関して極端に重大で緊急な状況に対する暫定措置を求めたのである。条約63条2項にあるような直接人に対する措置ではなく、生存の基礎である先祖伝来の土地を保護することが、間接的にコミュニティのメンバーの生命と人間としての一体性を守ることになるというのである。前4事例も先祖伝来の土地を巡る争いであるが、それは基礎にあるとしても、実際にそこに暮らす先住民の生命と人間としての一体性が直接脅かされている現状がある。

裁判所は、「コミュニティでは、土地の所有権は個人にあるのではなく、むしろ集団とそのコミュニティにあるという意味で、土地の集合的な財産の共同形態といういわば原始共同体の伝統がある。先住民は、土地の存在そのものの事実によって、自分の領土で自由に生きる権利を有する。先住民と土地の密接な結びつきは、彼らの文化、彼らの精神的な生活、彼らの一体性、および彼らの経済的生存の基本的な基礎として認識され、理解されなければならない。先住民のコミュニティにとって、土地との関係は単なる所有と生産の問題ではなく、文化的遺産を保存し、将来の世代に伝えるためにも、彼らが十分に享受しなければならない物質的で精神的な要素である。」<sup>15</sup>と述べ、さらに、裁判所は、「生命の権利は基本的人権であり、この権利の行使は他のすべての人権の行使に不可欠である。それが尊重されない場合、すべての権利は意味を欠く。生命の権利の基本的な性質のために、それに対する制限的なアプローチは許されない。本質的には、基本的な生命の権利には、すべての人間が恣意的に自分の生命を奪われないようにする権利だけでなく、尊厳ある存在を保証する条件へのアクセスを妨げられないことを含む。国は、この基本的権利の違反が発生せず、特に、その代理人はそれに違反することを防止する義務を持っていることから、それを守るために必要な条件を作ることを保証する義務がある。」<sup>16</sup>との1999年の判決を繰り返した<sup>17</sup>。

### 3. 暫定措置発動の具体的根拠

裁判所が暫定措置を採択する場合、どのような要件が必要になるのであろうか。条約63条2項の「極端に重大かつ緊急であり、人に対する回復不能な被害」とは具体的にどのような被害を指すのか。裁判所の暫定措置命令あるいは決議から考察する。

(1) 2004年7月5日のKankuamo先住民の暫定措置では、裁判所は、委員会が挙げた情報から、

---

13 *Id.*, considering, paras.7-8

14 *Id.*, Decides, para.1

15 I.A. Court of H.R., *Mayagna (Sumo) Awas Tingni Community Case*, para.149.

16 I.A. Court of H.R., “*Street Children*” *Case (Villagrán Morales et al.)*. November 19, 1999 Judgment. Series C No. 63, para. 144.

17 *Indigenous People of Awas Tingni Case (Nicaragua)*, Provisional measures, Order of the Inter-American Court of Human Rights of September 6, 2002, para.8

Kankuamo 先住民の生命と人間としての一体性の極端な重大性と緊急性を判断している。

委員会が挙げた理由は、Kankuamo 先住民すべてが生命と人間としての一体性に対する攻撃の犠牲者となり、自分たちの領土から強制的に立ち退かされるという同じ危険を持っていることである<sup>18</sup>。委員会は生命と人間としての一体性の極端な重大性と緊急性に関して、多くの具体例を挙げている<sup>19</sup>。たとえば、①1993年から2003年までに約166人のKankuamo先住民が殺害され、2003年10月16日にDixon Alfredo Arias、翌日にはCristóbal Montero, Pedro Arias, Néstor Montero、その他何人もの人が超法規的に処刑されている。②強制的失踪の例として、2003年11月23日からRafael Arias Maestreが行方不明となっていることを挙げている。③2003年10月15日にはMaría Isabel Minllolaが殺害されており、2004年2月6日にはJuan Enenias Daza Carrilloが不当拘禁され、その後死亡している。その他数多くの人が生命と人間としての一体性が脅かされている。

このような状況を踏まえて、裁判所は暫定措置採択の決定として、①Kankuamo先住民のコミュニティすべてのメンバーの生命、人間としての一体性の保護に必要な措置を取ること、②責任者の特定と処罰のため、暫定措置の採用に必要な事実を調査すること、③Kankuamo先住民の移動の自由と強制的立ち退きにあった人々の帰宅に必要な安全な条件を確保することを挙げた<sup>20</sup>。

2007年1月30日に第2回目の暫定措置命令が出され、次いで第3回目の暫定措置命令が2009年4月3日に出されたが、状況に大きな変化は見られず、採択決定の理由は2004年7月5日の暫定措置と同じである。

第4回目の暫定措置命令が2011年11月21日に出されたが、最初の暫定措置から7年目でようやくKankuamoコミュニティの状況に変化が現れ、暫定措置の目標は達成され、2004年7月5日の暫定措置は取り消された。

(2) 2004年7月6日のSarayaku先住民の暫定措置では、裁判所は、委員会が挙げた情報から、Sarayaku (Kichwa)先住民の生命と人間としての一体性への脅威を判断している。

裁判所は、Kichwa先住民すべてが人間としての一体性と生命に対する攻撃の同じ脅威に晒されているとして、委員会が挙げた具体例から暫定措置発動の根拠を判断している。委員会が挙げた例の中から以下を挙げると<sup>21</sup>、①2003年1月25日、エクアドル軍とCGC(ゼネラル・フューエル・カンパニー、*Compañía General de Combustible*)安全保安員が、先住民のリーダーであるElvis Fernando Gualinga、Marcelo Gualinga、Reinaldo Gualinga、Fabián Grefaを拘禁し、拷問した、②2003年1月26日、エクアドル軍がSarayakuコミュニティのPeace and Life Campを襲った、③2003年1月29日、12歳の女儿Marisela Yuri Gualinga-SantiとTatiana Gualinga-Dachaがエクアドル軍に呼び止められ、のちに解放されたが、性的暴行を受けたなど、その他多くの人権侵害があった。

このような状況を踏まえて、裁判所は暫定措置採択の決定として、①SarayakuのKichwaコミュニティのメンバーの生命と人間としての一体性を保護すること、②Kichwaコミュニティの移動の自由の権利を保護すること、③責任者を特定し、処罰するために、暫定措置の採用に必要な事実を

18 *Id.*, Considering, para.9

19 Indigenous People of Kankuamo Case (Colombia), Provisional measures, Order of the Inter-American Court of Human Rights of July 5, 2004, Decides, para.2

20 *Id.*, Decides, paras.1-3

21 Indigenous People of Sarayaku Case (Ecuador), Provisional measures, Order of the Inter-American Court of Human Rights of July 6, 2004, para.2

調査することを挙げた<sup>22</sup>。

2005年6月17日に2回目の暫定措置の決議として、エクアドルは2004年7月6日の命令を遵守することを挙げ、具体的に、① Sarayaku 先住民のすべてのメンバーの生命、人間としての一体性、移動の自由を保護すること、②コミュニティの近く住んでいるあるいは天然資源の開発をする第三者の活動から生じた生命、人間としての一体性に即時に回復不能な被害を与えないようにすること、③受益者の保護と安全を保障すること、④移動の自由を確保すること、⑤移動手段が中断されないようにすること、⑥ Sarayaku の若干のメンバーへの脅威と脅迫、特に Marlon Santi に関して、その責任者を特定し、処罰するために調査することを挙げた<sup>23</sup>。

2010年2月4日には3回目の暫定措置命令が出されたが、状況に進展が見られ、2005年の裁判所の暫定措置命令の中から、Kichwa のメンバーの生命、身体的一体性、個人の安全を保護することだけが挙げられた<sup>24</sup>。

(3) 2002年9月6日の Awas Tingni 先住民の暫定措置では、裁判所は、代表者からの情報が Mayagna コミュニティの財産に関して極端に重大で緊急の状況を表しているとしてしている。裁判所が挙げた代表者からの情報とは<sup>25</sup>、①ニカラグアが、コミュニティメンバーの生活と活動の源泉である自分たちの領土にある財産をコミュニティの同意なしに第三者によって奪われるのを回避しなかった、② Awas Tingni の土地の境界画定やその権利の付与がなされるまで、国家あるいは第三者による行動をエクアドルは抑制すべきだったのに、領土にある財産の使用と享受を侵害された、③裁判所の命令に反して、第三者にコミュニティの先祖伝来の土地の侵入とその資源の開発を許してきたことを挙げた。

このような状況を踏まえて、裁判所は暫定措置採択の決定として、Awas Tingni コミュニティに属する財産の使用と享受、自然資源の必要な措置を採用すること、特に、裁判所の命令によって境界画定、権利の付与が実行されるまで、コミュニティの領土内に設立され、自然資源を開発する第三者の活動から生じる即時の回復不能な被害を避ける措置を遅滞なくとることを挙げている<sup>26</sup>。

2007年11月26日に2回目の暫定措置命令が出されたが、先住民コミュニティの人権侵害状況は大幅に改善された結果、裁判所は暫定措置を解除した。その後、2001年8月31日の本案判決の遵守を監視する命令が出された。

(4) 2016年9月1日の Miskitu 先住民の暫定措置命令では、裁判所は、回復不能な被害を避けるために極端に重大で緊急の状況が存在するかどうかは、コミュニティのメンバーに影響を与える政治的、歴史的、文化的、またはその他の要因や状況を評価することが必要だとし、特定の人々に対する深刻な侵害を明らかにする一連の要因や状況があり、そこでは、これらの人々は回復不能な被害

---

22 *Id.*, Decides, paras.1-3

23 Indigenous People of Sarayaku Case (Ecuador), Provisional measures, Order of the Inter-American Court of Human Rights of June 17, 2005, Resolves, para.1

24 Indigenous People of Sarayaku Case (Ecuador), Provisional measures, Order of the Inter-American Court of Human Rights of February 4, 2010, Decides, para.1

25 Indigenous People of Awas Tingni Case (Nicaragua), Provisional measures, Order of the Inter-American Court of Human Rights of September 6, 2002, para.2

26 *Id.*, Decides, para.1

の極端に重大で緊急な状況に置かれる可能性があるとしている<sup>27</sup>。

そこで、裁判所は、委員会が挙げた2015年から2016年までの状況、特に、誘拐、殺人、性的暴行、脅迫、放火、強盗、待ち伏せ、住民への攻撃と、その結果である住民のコミュニティの放棄という事実は、極端に重大で緊急な状況と回復不能な被害である可能性を示しているとしている<sup>28</sup>。また、裁判所は、コミュニティの文化、精神的な生活、一体性、経済的体制の基礎として認識されている土地との密接な関係も強調する<sup>29</sup>。

このことから、裁判所は、先祖伝来の土地の使用と享受の保護を通して、先住民の領土の一体性と文化的アイデンティティを保護する必要性を説く<sup>30</sup>。

他方で、裁判所は、暫定措置を命令するにあたって、一般的には回復不能な被害の危険がある個人に保護措置を与えるが、コミュニティのメンバーとして深刻な危険な状況にある集団の保護も命じてきた。暫定措置の採用には客観的な基準が必要だが、その基準は、一方では、所属コミュニティとの関連、他方では、集団への共通の危険な状況に充てられるとしている<sup>31</sup>。

そこで、裁判所は、コミュニティのメンバーは、個人的にあるいは集団的に、彼らの生命と人間としての一体性に対して攻撃を被る危険な状況にあると考える<sup>32</sup>。この観点から、裁判所は、コミュニティを去らなければならなかった人、あるいは故郷に帰りたい人も含んで Miskitu 先住民すべてに暫定措置を与えるとしている<sup>33</sup>。

委員会は、極端に重大で緊急の状況と生命、人間としての一体性の権利に回復不能な被害の差し迫った危険があった2015年から2016年までの例の一部として<sup>34</sup>、①コミュニティ内の入植者による深刻な暴力、たとえば、殺人、誘拐、レイプ、強制立ち退きなど、②銃器をもって地域を移動し、前触れもなく攻撃する第三者あるいは入植者の行動が許容されていること、③入植者による家畜の破壊、作物、家畜の盗難。これは、地域社会の自然な生活様式を変え、文化的、経済的、社会的状況に影響を与え、生活へのリスクの悪化要因となる食料安全保障の差し迫った緊急事態であること、④強制立ち退きのリスクと、祖先伝来の財産として主張する領土の放棄のリスクは、先住民コミュニティの脆弱性を増大する可能性があることなどが指摘されている。

このような状況を踏まえて、裁判所は暫定措置採択の決定として、① Klisnak, Wisconsin, Wiwinak, St. Jerome, France Sirpi に住む Miskitu 先住民メンバー(帰宅を望むメンバーを含む)のために、生命、人間としての一体性、領土の一体性、文化的アイデンティティを保護し、既存の暴力を根絶するすべての行動をとること、②紛争の原因を調査する機関を創設することを挙げている<sup>35</sup>。

この状況はさらに悪化し、2016年11月23日からの暫定措置の決議では、① Esperanza Río Coco コミュニティに住む Miskitu 先住民のメンバーの帰宅に関する現暫定措置は2016年9月1日の措

27 Indigenous People of Miskitu Case (Nicaragua), Provisional measures, Order of the Inter-American Court of Human Rights of September 1, 2016, para.11

28 *Id.*, para.10

29 *Id.*, para.13

30 *Id.*, para.14

31 *Id.*, para.15

32 *Id.*, para.16

33 *Id.*, para.17

34 *Id.*, para.8

35 *Id.*, Resolves, paras.1-2

置に含まれること、②2016年12月15日に起こった危険な状況を調査して完全で詳細な報告をすることが挙げられている<sup>36</sup>。この決議では、暫定措置が他のコミュニティにも拡大され、事態が悪化していることが理解される。

2017年6月30日の3回目の暫定措置の決議では、①ワウ川 Wawa River のコミュニティに住む Miskitu 先住民のメンバーに対する暫定措置は2016年9月1日と11月23日の命令措置に含まれること、②2016年9月1日の命令に含まれるこの措置を採用すること、③コミュニティの危険な状況を調査して報告することが挙げられ、暫定措置がワウ川のコミュニティに拡大された<sup>37</sup>。

2017年8月22日4回目の暫定措置決議が出された。この決議では、①ワウ川コミュニティに住む Miskitu 先住民のメンバーと帰宅希望者に対して、2016年9月1日と11月23日の措置を含む暫定措置を拡大すること、②この拡大された受益者を含む必要な措置を国家は取ること、③コミュニティの危険な状況を調査して報告することが決定された<sup>38</sup>。

さらに、2018年8月23日にも暫定措置の決議が出された。この決議は、①暫定措置を Lottie Cunningham Wrem と José Medrana Coleman のために拡大すること、② Lottie Cunningham Wrem と José Medrana Coleman の生命と人間としての一体性を保護する十分で必要な措置を取ること、③受益者の危険な状況を調査した完全で詳細な報告をすることを挙げた<sup>39</sup>。

このことから、Miskitu コミュニティについては、極端に重大で緊急の状況が続いており、しかもその危険な状況が広がっていることが分かる。約3年経っても状況が好転しないのは、当該コミュニティの領土が持っている重要性がそれだけ高いことを物語っている。

(5) 2017年3月25日の Choréachi 先住民の暫定措置決議では、裁判所は、Miskitu 先住民と同様に、回復不能な被害を避けるために極端に重大で緊急の状況が存在するかどうかは、コミュニティのメンバーに影響を与える政治的、歴史的、文化的、またはその他の要因や状況を評価することが必要だとし、そこでは、これらの人々は回復不能な被害の極端に重大で緊急な状況に置かれる可能性があるとしている<sup>40</sup>。

裁判所は、2015年から2017年までに起こった状況、特に、殺人、深刻な攻撃、脅迫、嫌がらせとその結果のコミュニティの放棄、自宅に戻る恐怖などの事実は極端に重大で危険な状況と回復不能な被害の合理的可能性を反映していると述べる<sup>41</sup>。

委員会が挙げた2013年から2017年までの例の一部として<sup>42</sup>、①他のコミュニティとの法的紛争の中で、深刻な攻撃、嫌がらせ、脅威があり、また、土地の使用に興味を持ち、麻薬密売と関連す

36 Indigenous People of Miskitu Case (Nicaragua), Provisional measures, Resolution of the Inter-American Court of Human Rights of November 23, 2016, Resolves, paras.1,3

37 Indigenous People of Miskitu Case (Nicaragua), Provisional measures, Resolution of the President of the Inter-American Court of Human Rights of June 30, 2017, Resolves, paras.1-3

38 Indigenous People of Miskitu Case (Nicaragua), Provisional measures, Resolution of the Inter-American Court of Human Rights of August 22, 2017, Resolves, paras.2-4

39 Indigenous People of Miskitu Case (Nicaragua), Provisional measures, Resolution of the Inter-American Court of Human Rights of August 23, 2018, Resolves, paras.1-2,4

40 Indigenous People of Choréachi Case (Mexico), Provisional measures, Resolution of the Inter-American Court of Human Rights of March 25, 2017, para.19

41 *Id.*, para.20

42 *Id.*, paras.10,13



る犯罪グループの存在があった、②2013年9月から Ángela Ayala Ramos や他の家族を巡る殺人や脅迫があった、③自分の土地でけしを栽培するのを拒否したため嫌がらせを受けた、④2017年1月コミュニティの警察委員である Juan Ontiveros が何者かに殺害されたなど、その他多くの事件が報告されている。

このような状況を踏まえて、裁判所は暫定措置採択の決定として、コミュニティのメンバーの生命と人間としての一体性の保護を目的とするすべての必要な措置を直ちに取ることを挙げている<sup>43</sup>。

#### 4. 裁判所の暫定措置解除の根拠

裁判所は暫定措置をどのような場合に解除するのであろうか。

裁判所が発動した先住民コミュニティ関連の暫定措置を解除した例は5事例中2事例である。1つは、Kankuamo 先住民の事案、もう1つは、Awás Tingni 先住民の事案である。後者においては、すでに2001年8月31日に本案判決が出ており、暫定措置が採択されたのは判決が出た後である。本案判決の中で<sup>44</sup>、①先住民コミュニティの財産の境界画定と権利の付与のための効果的なメカニズムを作ること、②Awás Tingni のメンバーの土地の境界画定と権利の付与を実行し、それらが確定するまで、Awás Tingni コミュニティの生存の源泉である土地にある財産の存在、価値、使用、享受に影響を及ぼす国あるいは第3者による行動を国が抑制すべきことが述べられている。

##### (1) Kankuamo 先住民の事案

Kankuamo 先住民の事案では、初めて暫定措置命令が出されたのは、2004年7月5日であるが、それから7年後の2011年11月21日の6回目の暫定措置命令において、裁判所は、暫定措置の解除を決定した。

裁判所は、暫定措置を採択する場合、暫定措置の枠組みの範囲内で、極端な重大性と緊急性、および人への回復不能な被害を避ける必要性に厳密に関連する議論のみを検討し、それ以外の事実あるいは議論は本案判決で分析され、決定されるとしている<sup>45</sup>。

そこで、裁判所は、公聴会で、各当事者に2004年の暫定措置命令が遵守されているかどうかを示す具体的な証拠を提出するように要請した。裁判所は、その内容に基づいて暫定措置を継続するかどうかを決定するとした<sup>46</sup>。

##### (ア) 裁判所への各当事者の回答

裁判所は、2004年の暫定措置命令の決定に従って、以下のような項目で、各当事者の回答を検討している。

(a) Kankuamo 先住民コミュニティの一部を形成するコミュニティのすべてのメンバーの生命、人

43 *Id.*, Resolves, para.1

44 I.A. Court of H.R., Mayagna (*Sumo*) Awás Tingni Community Case, paras.173-3,4

45 Indigenous People of Kankuamo Case (Colombia), Provisional measures, Order of the Inter-American Court of Human Rights of July 5, 2004, Decides, para.5

46 *Id.*, para.6

間としての一体性、自由を保護し続けるために必要な措置を維持し、採用することに関して。

(i) 国家の回答<sup>47</sup>

国家は、内務司法省、特に規制とリスク評価委員会(CRER)を通して、人権保護プログラムの枠内で暫定措置が実施されていることを報告した。住民の生命と人間としての一体性を保証するために、領土の安全性を確保し、他地域へ通じる道路のアクセスも確保されているとしている。

一方で、国家は、2009年以降、地方自治体との治安協議会を開催しており、これらの協議会は、関連する懸念に対処するために設計されたコロンビア政府のメカニズムの一部であり、この協議会には、警察と国軍のメンバーが恒久的に出席していると報告した。

さらに、2011年6月9日に開催された暫定措置のフォローアップ会議で、警察、軍隊およびコミュニティとの定期的な会議を含む、Kankuamo先住民コミュニティとのいくつかのコミットメントを行った。その中で、軍隊と警察は、コミュニティの自治と管轄権の尊重に関する恒久的な訓練を受けること、国防省は、地域を管轄するすべての部隊は、Kankuamo先住民の領土に入って軍事作戦を遂行する場合、先住民当局に連絡することを約束した。

国家は、2004年裁判所命令に準拠したコロンビア憲法裁判所が発布した2009年の措置、とりわけ、先住民の権利を確保する計画と実施を説明した。

Hilda Solis殺害に関して、国家は、調査の結果、同夫人は自分の住居に住んでいた人に殺害されたと説明し、また、未成年者の死に関しては、軍の兵士に向けられた攻撃に巻き込まれた結果であると説明した。

最後に、国は、Kankuamo先住民コミュニティのメンバーの状況は実質的に改善されたため、現在は暫定措置をもたらした2003年の状況とは異なると指摘した。国は、現時点では、Kankuamo先住民領土に極端な重大性と緊急性の状況を表す脅威はないと強調した。国家警察と防衛省の情報によると、過去2年間、Kankuamoコミュニティで起こった特別な事件はないし、強制退去、失踪、拉致なども発生していないとした。

(ii) コミュニティの代表の回答<sup>48</sup>

代表は、2010年4月28日付の報告で、4つの項目、①一部の指導者の生命と個人の一体性に対する脅威、②女性の権利の侵害、③国際人道法および国軍によって行われたその他の行為の違反、④Kankuamo領土内の他の武装グループの存在を挙げた。

公聴会で、代表は、暫定措置による状況は改善されたが、暴力は広範囲にわたって続いていると述べた。その例として、7月に4人の遺体が見つかり、3人の遺体は共同墓地で見つかったが、犯行は準軍事組織によるものだとし、また、立ち退きを迫られている家族に脅迫状が配布されたと説明した。

特に、代表者は2011年6月18日未成年者が殺害されたこと、2011年6月24日Hilda Solisが軍隊のプレゼンスにもかかわらず殺害されたことに言及した。また、国家によって行われた保護措置は携帯電話の付与と先住民知事のセキュリティスキームのみで構成されていると表明した。さらに、治安状況も悪く、準軍事集団などの武装集団が脅威になっていると述べた。

47 *Id.*, para.7-10

48 *Id.*, paras.11-12

(iii) 委員会の回答<sup>49</sup>

委員会は、2004年における数百人規模の死者数から比べると今は減少したが、暫定措置の7年後でも死者はなくなっていないと述べた。例として、3日前、Kankuamo先住民の指導者の娘が家で殺されたし、また、シエラ・デ・サンタ・マルタ Sierra de Santa Marta の地域内では、武装グループが依然として存在すると述べた。このように、委員会は、これらの暫定措置を生じさせたリスク要因は依然として存続していると指摘した。

また、国は裁判所およびコロンビア憲法裁判所の命令による避難民の帰還を許可するメカニズムを効果的に実施しておらず、先住民メンバーを極端な重大性と緊急性の状況に置いているとしている。

(iv) 裁判所の判断<sup>50</sup>

裁判所は、7年間で、各当事者から、Kankuamo先住民コミュニティのメンバーの生命と個人の一体性に関する事実、特に脅迫と殺人の発生について報告を受けたが、ここ2年ほどの間、委員会と代表者による情報は、裁判所の喚起を促すほど十分なものではなかったと述べた。

Kankuamo先住民コミュニティのメンバーに対する暴力的な状況が続いているが、状況は改善され、殺人の数は減少した。この点で、代表者は、2011年4月から7月の間に起こったいくつかの事実に言及しただけで、これらの事実が暫定措置の目的に直接関係するかどうか説明しなかった。さらに、委員会と代表者は、裁判所が状況を適切に評価できるような詳細な情報を提供することなく、嫌がらせの脅威と行為が続くだけ主張した。特に、暫定措置の継続を維持するために委員会と代表者が述べた主な議論は、そのような措置を生じさせたリスク要因が依然として存在することに基づいていた。

それに比べて、国は採用した措置をさまざまな事例によって広く言及していることに裁判所は留意する。これらの措置は、内務司法省、軍隊および国家警察、ならびに地方自治体当局、さらには Kankuamo 先住民コミュニティの当局さえもが参加しているものである。

また、Kankuamo先住民のさまざまなメンバーに対してはまだいくつかの暫定措置違反行為が行われているように見えるが、これらの行為は、2004年に暫定措置を要請した際に委員会が述べた状況とは異なるとして、裁判所は、Kankuamo先住民に対する申し立てられた暴力の完全な根絶は望ましいが、それは暫定措置の目的を超えているとし、単にリスク要因が存在するだけでは、極度の重大性と緊急性の状況や、条約63条2項で要求される回復不能な被害の可能性に達するとは考えていないとした<sup>51</sup>。

## (b) 暫定措置を生じさせた事実の調査に関する通知を継続することに関して。

裁判所は、事件の調査を継続することについて、国家にそれが要求されているが、2004年から約7年経っていることから、これ以上当事者に情報を要求しないとした。しかし、国家は条約1条1項に基づいて、これらの措置に関連して非難された事実を調査する義務から国家を免除するものではないとしている。

---

49 *Id.*, para.14

50 *Id.*, paras.15-16

51 *Id.*, para.16

(c) Kankuamo 先住民コミュニティの移動の自由の権利を尊重するために必要な安全性の条件を保証することに関して。

(i) 国家の主張<sup>52</sup>

国家は、コミュニティの移動の自由を確保するため、法律上、行政上の政策をとってきたと報告した。たとえば、第10技術大隊 Tenth Engineer Battalion (*Batallón de Ingenieros de Movilidad y Contra Movilidad N°10*)が、非合法武装グループの行動に対抗するためにさまざまな戦術任務を遂行し、それによって Kankuamo 先住民の保護を保証し、避難民の帰還プロセスの支援と支援に関する政策を策定し、これに関連して、リオ・セコ Rio Seco の50家族とムリーヨ Murillo の35家族の帰還を許可したと述べた。

また、憲法裁判所による2004年の判決 T-025 および2009年の判決 004 は、強制的立ち退きを余儀なくされた先住民の権利を確保するプログラムであり、さらに、国家は、輸送の不便を避けるために、道路の管理を維持強化し、安心して家に戻れるような制度を作ったと述べた。

(ii) コミュニティの代表と委員会の主張<sup>53</sup>

代表者は、移動の自由について、2009年7月15日、Luis Manuel Montero Arias と Jose Enrique Cáceres Ariass が国家安全部門(DAS)のメンバーによって恣意的に拘留されたことを報告した。さらに、自発的に自分の領土に戻ることを決めた先住民には、帰宅に必要な安全、保護、尊厳の保証を与えられていないと述べた。

委員会は、国家が行った移動の自由に関する政策は不十分で、代表者との間で政策の不一致があり、国家が示した自由の移動に必要な安全条件を実施するために採用された措置に関する詳細な情報が不完全であると述べた。

公聴会で委員会は、Kankuamo コミュニティメンバーの移動の原因は2004年に通知されたものと同じであり、Kankuamo 先住民の400の家族がコロンビアのいくつかの都市で避難を続けていると述べた。

しかし、代表者は、Kankuamo コミュニティの一部のメンバーがムリーヨとリオ・セコのコミュニティに帰還したこと、および他の個々の帰還があったことは認めたが、そのような帰還の方法の更なる証拠を提出しなかった。逆に、国は帰還に対して取られた措置を報告した。

(iii) 裁判所の判断<sup>54</sup>

代表者は、社会的経済的安定、人道支援、人口登録(SUR)など、国家が採用すべきと考える措置にも言及しているが、代表者の主張する内容は、暫定措置の目的を越えており、裁判所は、避難民が先祖の領土に戻ることができるように条件を保証することのみを命じているため、代表者が主張する内容は暫定措置の対象の一部ではないと述べた。

当事者から提供された情報から、裁判所はまた、2004年に報告された Kankuamo 先住民のメンバーの移動の自由に影響を与えた状況と今は同じではないことを指摘した。さらに、裁判所は、Kankuamo 先住民コミュニティの数人のメンバーの移住の問題がまだ残っていることは確認しているが、この状況は暫定措置によっても完全に改善することはできないと述べた。この点で、裁判所は、委員会及び代表者が主張している解決方法とは性質が異なるが、国家がこ

52 *Id.*, para.19

53 *Id.*, paras.20-21

54 *Id.*, paras.22-23

の問題に対処するために重要な努力をしていることに留意するとしている。

(d) 保護措置の計画と実施に対する各当事者の参加と、暫定措置の進捗についての通知に関して。

(i) 国家の主張<sup>55</sup>

国家は、暫定措置の進捗状況の共有とその計画や実施を協議するため、協議会を委員会と代表者に呼び掛けたが、思うように開催されなかったと述べる。

(ii) コミュニティの代表の主張<sup>56</sup>

代表は、国家との協議事項等に関して、合意が得られず、過去3年間で2回だけ、暫定措置の実施と国家の約束を遵守するために国と会議を行ったと主張した。

(iii) 委員会の主張<sup>57</sup>

委員会は、前回の公聴会以後、国家と代表者の会合は1度だけであり、国家が暫定措置の実施に関して代表者に参加の機会を十分に与えていないと述べた。

(iv) 裁判所の判断<sup>58</sup>

この点に関して、裁判所は、暫定措置の実施状況を検証する試みに対して、各当事者の間で一貫性のない情報があるが、双方から提供された情報によると、前回の命令以降に開催された会議の数は最小であったので、Kankuamo 先住民のメンバーの状況とニーズに対処する努力を続けるよう代表者と国家に要請した。

(イ) 暫定措置解除に関する裁判所の見解<sup>59</sup>

裁判所は、保護が実際に必要な場合に事件を明確に評価することによって、多くの場合に暫定措置を命じてきた。しかし、同時に裁判所は、暫定措置を維持する必要性は、それらの措置を生じさせた状況のより厳格な評価によるとしている。

裁判所は、国家が暫定措置の解除または修正を要求する場合、回復不能な被害を回避するために、リスクまたは脅威がもはや極端な重大性と緊急性を持たないと判断する十分な証拠と議論を提示しなければならないが、一方で、コミュニティの代表と委員会が提出した証拠には、暫定措置を引き起こした事実以外に新しい事実はないと述べた。

さらに、裁判所は、条約の前文によれば、条約という形での国際的保護は、国内法によって提供される保護を強化または補完すること意図しているので、当該国が暫定措置の受益者にとって効果的な保護メカニズムまたは保護行為を発展させているという証拠がある場合、裁判所は、暫定措置を撤回するかどうかを決定し、国家に保護する義務を委任することができると述べる。そして、裁判所は、この理由で暫定措置が裁判所によって取り消された場合でも、国家は、人権を保障する義務に従って、採用した保護措置を維持する義務を負うことになる」と主張する。

裁判所は、2004年7月5日、2007年1月30日、2009年4月3日に3回の命令を発行し(2011年6月7日の命令は裁判所長官の命令なのでここには入れていない)、これらの暫定措置の実施を検証する公聴会を3回開催し、暫定措置が採用されてから約7年が経過したと述べる。そして、こ

55 *Id.*, para.24

56 *Id.*, para.25

57 *Id.*, para.26

58 *Id.*, para.27

59 *Id.*, paras.28-34

これらの暫定措置は、Kankuamo 先住民コミュニティのメンバーの重大な状況を克服することに向けて、前向きな効果をもたらし、これらの影響は、委員会と代表の両方によって認識されていると裁判所は言う。

この点で、裁判所は、国家が上記の状況に対処し、このために採用した措置はすでに示されており、国家がこれらの措置を実施するために講じた措置について定期的に裁判所に報告する義務を遵守していることも重要であると述べる。

次に、裁判所は、米州人権制度の補完的および補助的な性質の観点から、国家に存在する保証が不十分または無効である場合、または国内当局がそれらを優先させることができない、または望まない場合、暫定措置を採用し、またはそれを維持する命令は、条約第 63 条 2 項の下で想定される状況において正当化されると述べる。

そして、国内裁判所は、裁判所が暫定措置を命じて以来、Kankuamo 先住民の状況を認識しており、これにより、今後必要となる保護対策に関しても、どのような措置が取られるか監視を続けることになると裁判所は述べる。

結局、裁判所はこれらすべての理由から、国家による努力と受益者の代表者の積極的な参加を肯定的に見て、2004 年に暫定措置の採択と維持につながった状況は、Kankuamo 先住民コミュニティのメンバーにとって改善されていると結論した。

さらに、コミュニティのメンバー個人が直面するリスクは明らかに排除されていないが、国、委員会、および代表者が提示する情報は、以前に検証された重大性の基準を満たした特定のリスクの要因とはなっていないので、状況の重大性と緊急性はもはや存在しないと裁判所は述べる。

また、裁判所は、暫定措置が採用されたときに存在した緊急の状況を、行政、司法、および立法分野で改善するためには時間がかかるとし、さらに、コロンビア憲法裁判所が、この状況に対処する一連の決定をしたこと、人権保護プログラムを実施していることから、国家の行動には一定の評価ができると述べる。

ただし、同国の行動を評価して、裁判所は暫定措置を撤回することが適切であると判断するが、将来、条約 63 条 2 項で確立された条件が再び満たされた場合に、暫定措置を命じることを裁判所が妨げるものではないと述べる。

そして、裁判所は、条約 1 条 1 項が、当該条約で認められた権利と自由を尊重し、その管轄下にあるすべての人に自由を保障することが締約国の一般的な義務であると述べられていることから、特定の暫定措置とは別に、国家は Kankuamo 先住民コミュニティのメンバーの権利を確保することを特に義務付けられていると釘を刺している。

## (2) Awas Tingni 先住民の事案(2007 年 11 月 26 日命令)

### (ア) 裁判所への各当事者の回答

#### (a) Awas Tingni コミュニティの財産の使用と享受の保護措置に関して。

##### (i) 国の回答<sup>60</sup>

①森林資源を開発する者に対し、環境弁護士事務所が申し立てをし、国立林業研究所第 1 地区代表団 First District Delegation of the National Forestry Institute が 2008 年 11 月 8 日認めた。

60 Indigenous People of Awas Tingni Case (Nicaragua), Provisional measures, Order of the Inter-American Court of Human Rights of September 6, 2002, para.3

- ② 2003年1月23日、コミュニティの共有財産の制度に関する法律445を成立させた。
  - ③ 林業の許可は *Awas Tingni* コミュニティにも隣接コミュニティにも許可しないが、法律445に従って紛争が処理された場合許可される。
  - ④ 法律445により紛争が解決されると *Awas Tingni* のメンバーは同コミュニティの土地で活動ができる。
  - ⑤ ニカラグア国軍によるプレゼンスを基に地域を保護する。
- (ii) 代表者の回答<sup>61</sup>
- ① 違法活動に対する明白な規制がないため、コミュニティの合意のないまま第3者が領土で活動している。
  - ② 隣接するコミュニティと重なる地域には *Awas Tingni* コミュニティのメンバーに権利が付与されていない。
- (iii) 委員会の回答<sup>62</sup>
- ① 国家は不法伐採を防ぐ措置を取るべきである。
  - ② 命令された暫定措置の進展が遅く、不十分である。
- (b) 財産の使用、占有、開発の権利に関する暫定協定に関して。
- (i) 国家の回答<sup>63</sup>
- ① コミュニティは、2003年6月27日、共同体森林開発協定 *Community Forestry Exploitation Agreement* に署名したが、発効しなかったため、アメリカ・エキゾチック・ウッズ *S.A Amerinica Exotic Woods S.A* に権利が譲渡された。
  - ② *Awas Tingni* コミュニティは森林を100%所有しているが、そのうち、20%しか開発していない。
- (ii) 代表の回答<sup>64</sup>
- ① ニカラグア政府が多くの条件を付けているため、森林資源を開発できない。
  - ② 森林開発活動が始まる前、2004年6月に森林開発協定が切れてしまったので、開発権利はアメリカ・エキゾチック・ウッズ *S.A.* に渡った。
- (iii) 委員会の回答<sup>65</sup>
- ① 国家は森林開発協定を延長しなかった。
- (c) 保護措置の計画と実施への各当事者の参加と、暫定措置の進捗についての通知に関して。
- (i) 国家の回答<sup>66</sup>
- ① 当事者間の対話メカニズムを開始するよう促した。
- (ii) 代表の回答<sup>67</sup>

---

61 *Id.*, para.4

62 *Id.*, para.5

63 *Id.*, para.3

64 *Id.*, para.4

65 *Id.*, para.5

66 *Id.*, para.3

67 *Id.*, para.4

①何回か国家と会合が持たれたが、非公式なものだった。

(d) 事実の調査と責任者の処罰に関して。

(i) 国家の回答<sup>68</sup>

①公式に元先住民開発抵抗闘闘員協会 *Asociación de Excombatientes de la Resistencia Indígena de Desarrollo (ARID)* に対して行政手続きを開始した。

②コミュニティメンバーの要件を処理し、優先的に扱うメカニズムを作った。

(ii) 代表の回答<sup>69</sup>

① ARID に対する事実調査が3年以上行われていない。

②不法伐採した責任者を誰も罰しておらず、Octavio Henry の殺害に関して何ら措置が取られていないし、コミュニティメンバーに対する死の脅迫や身体的暴力を調査していない。

③調査の法的期限が切れたので、行政的処罰しかなくなったが、それも無効になった

(iii) 委員会の回答<sup>70</sup>

② ARID に対する行政手続きを始めたことは認めるが、違法伐採者を処罰できていない。

② Awas Tingni のメンバーに対する保護がないため、彼らは第三者による死の脅迫に晒されている。

(イ) 暫定措置解除に関する裁判所の見解<sup>71</sup>

裁判所は、暫定措置の採択から5年以上が経過した今、各当事者からの報告書を改めて評価すると、コミュニティのメンバー先祖伝来の土地の所有権に関して提供された情報は、2001年8月31日の判決の遵守に密接に関連しているが、各当事者からの情報に基づいて判断すると、命令された暫定措置を強制的に維持する必要がないと結論付ける。したがって、裁判所は、現在は暫定措置の発動した極端な重大で緊急な状況になく、暫定措置とは別に2001年8月31日の判決採択以来、裁判所が行ってきた判決の遵守を監視する機能に移すことを決定したと述べる。

2001年の本案判決には、国は、この判決の通知日から数えて6か月ごとに裁判所にこの判決を遵守するための措置に関する報告書を提出しなければならない<sup>72</sup>と規定され、当該国が判決を完全に履行するまで、判決の遵守の監視を続けるとある<sup>73</sup>。改めて、この事件の遵守命令が2008年5月7日と2009年4月3日に出ている。今後は判決の遵守を監視して、判決内容の完全履行を裁判所は求めていくことになる。

## おわりに

裁判所の判決は、人権侵害の結果に対して広い意味での賠償を行い、将来同じような過ちを繰り返さないための予防としての役割を果たすが、暫定措置は、現に行われている極端に重大で緊急性

68 *Id.*, para.3

69 *Id.*, para.4

70 *Id.*, para.5

71 *Id.*, Considering, paras.10-12

72 I.A. Court of H.R., *Mayagna (Sumo) Awas Tingni Community Case*, para.173-8

73 *Id.*, para.173-9



のある状況に対して、行為の中止を求めるものである。

暫定措置を採択するにあたっては、裁判所が審理中の事項に関して適切と考える場合に取りことができ、まだ裁判所に付託されていない事件については、委員会の要請に基づいて、暫定措置を出すことができる。暫定措置は、極端に重大かつ緊急であり、人に対する回復不能な被害を回避するために出される。

上記本文中に挙げた先住民コミュニティに対する人権侵害は、先住民の土地を巡るものである。先住民コミュニティは天然資源の宝庫であり、開発の対象となっている。しかし、先住民とその土地との関係は、我々が想像する以上に一体となっている。自然の恵みこそが先住民の生きる手段なのである。先住民は自分の土地から切り離されると生きていくすべがない。しかし、その土地を欲しいが故に、先住民は追い出され、開発に反対する先住民は殺害や嫌がらせの対象となる。

人権侵害に対しては、国内で解決するのが原則であるが、その保護すべき政府が加害者となったり、人権侵害を無視すれば、人権は守られない。それどころか、生存まで奪われてしまう。国内で人権侵害が行われ、解決の糸口がない場合はどうするのか。そこで、米州人権裁判所の存在が重要になる。

現に進行している人権侵害に対して、裁判所は、暫定措置を発動して、進行中の人権侵害を中止するように国家に命令するが、どのような形の人権侵害があれば、暫定措置が発動できるのか。どのような具体的な事実があれば、その基準を満たすことができるのかを考察した。

その結果、先住民への人権侵害の場合、生命、身体的・精神的・道徳的な人間としての一体性への侵害が共通した基準となっていることが考察できた。では、裁判所は、その基準をどのような具体的な事実から判断するのか。上記本文から、裁判所が、各当事者からの報告に基づいて判断を下していることが分かる。国家の主張とコミュニティの代表や委員会の主張が食い違うことが多いが、暫定措置の発動基準に照らして、裁判所が判断しているのである。

暫定措置が採択されただけでは、進行中の人権侵害は食い止められない。裁判所は、国家に人権侵害を食い止める措置をしつこく求める。裁判所は、暫定措置の出された状況が完全に改善されるまで、国家に何回でも救済措置を求める。上記の例を見ると、時間はかかっているが、完全ではないにしろ状況が改善されていることが理解できる。

条約に基づいた権限を持つ裁判所の存在が、当該地域における先住民の人権侵害の改善に貢献できることを上記事件は示している。